

北上市告示甲第71号

北上市健康福祉ポイント事業実施要綱（令和 3 年北上市告示甲第85号）を次のように改正し、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。
ただし、別表第 1 に歯科健診を受診の項を加える改正規定は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和 6 年12月23日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前		改正後	
(事業実施期間)		(事業実施期間)	
第 4 この事業を実施する期間は、令和 4 年 1 月 14 日から令和 7 年 2 月 28 日までとする。		第 4 この事業を実施する期間は、令和 4 年 1 月 14 日から令和 8 年 2 月 28 日までとする。	
(ポイントの付与等)		(ポイントの付与等)	
第 7 [略]		第 7 [略]	
2 健康福祉ポイントの付与期間は、令和 4 年 1 月 14 日から令和 6 年 12 月 31 日までとする。		2 健康福祉ポイントの付与期間は、令和 4 年 1 月 14 日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。	
3 [略]		3 [略]	
別表第 1 (第 6 ・第 7 関係)		別表第 1 (第 6 ・第 7 関係)	
要件		健康福祉ポイント数	
[略]		[略]	
(1) 結核・肺がん検診	[略]	(1) 結核・肺がん検診	[略]
(2) 前立腺がん検診		(2) 前立腺がん検診	
(3) 胃がん検診		(3) 胃がん検診	

(4) 大腸がん検診	
(5) 子宮頸がん検診	
(6) 乳がん検診	
特定保健指導	[略]
[略]	
令和4年7月から令和4年12月までの 毎月の歩数実績を報告	100
令和5年7月から令和5年12月までの 毎月の歩数実績を報告	

別表第3（第10関係）

健康福祉ポイントの付与日	電子マネーに交換できる期間
[略]	
令和6年1月1日から令和6 年12月31日まで	<u>令和7年1月1日から令和7 年2月28日まで</u>

(4) 大腸がん検診	
(5) 子宮頸がん検診	
(6) 乳がん検診	
<u>歯科健診を受診</u>	
200	
特定保健指導	[略]
[略]	
令和4年7月から令和4年12月までの 毎月の歩数実績を報告	100
令和5年7月から令和5年12月までの 毎月の歩数実績を報告	
<u>令和6年7月から令和6年12月までの 毎月の歩数実績を報告</u>	

別表第3（第10関係）

健康福祉ポイントの付与日	電子マネーに交換できる期間
[略]	
令和6年1月1日から令和6 年12月31日まで	<u>令和7年2月1日から令和7 年7月31日まで</u>
<u>令和7年1月1日から令和7 年12月31日まで</u>	<u>令和8年2月1日から令和8 年7月31日まで</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。